

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	日本語の使役表現について
Author(s)	ヘレナ シュタインバフ,
Citation	日本語・日本文化研修プログラム研修レポート集, 32期 : 19 - 30
Issue Date	2017-11-30
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00044666">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00044666</a>
Right	
Relation	



# 日本語の使役表現について

ヘレナ・シュタインバフ

## 0. 初めに

セルビアには、「日本語の使役」に関して書かれた日本語教材はほとんどなく、使役を扱っている場合でも、使役の定義、使い分けについての記述はあまりない。セルビア語には、使役を表す形式が存在するが、日本語の使役に相当するものはなく、このことは学習者の誤りの一つの原因となっていると思われる。そこで、日本語学習者の誤用を減らすことを目的に、日本語の使役について研究を行うことにした。

本研究は次の三つの部分からなる。

一章では、英語の教材を中心に、学生向けの教科書などで使役がどのように説明されているかをあげ、二章では、使役に関する諸論考を参考にしつつ、使役の一般的な分類を提案する。最後に、三章では、使役の誤用が起こる要因について、日本語とセルビア語における使役構文の違いから考察を行った。

## 1. 0 使役は教科書でどのように扱われているか

最初に、外国人向けの日本語の教材で、使役がどのように述べられているか調査した。当初、教科書のレベルが上がるとともに、使役の内容ももっと詳しく説明されているだろうと思っていたが、実際はそうではなかった。

使役の分類は、被使役者をヲ格/ニ格で表すか、また、無生物/生物なのか等、研究者によってその基準は異なる。例えば、ベオグラード大学で使用する「初級日本語」という教科書の例文では、使役が強制、許可、感情の誘発、引き立て、形態的に四つの種類に区別されている。A dictionary of basic Japanese grammar では使役は自他で分けられており、意味は典型的な例文で提案されているが、上下関係との関連性にも言及があり、以下のように「動詞のテ形+授受表現」という構造も例示されている。

私は春子をパーティーにいかせてやった。

父は私に飲ませてくれた。

今まで調べた英語の教材のなかでは、使役文をこれより詳しく説明する教科書はない。調査対象とした教材のうち、使役を最も詳しく分類していたのは日本語で書かれた「教師と学習者のための日本語文型辞典」という本で、ここでは、次のように八つの意味が挙げられている。

- 強制：** 犯人は銀行員に現金を用意させた。  
**指示：** 社長は秘書にタイプを打たせた。  
**放任：** 疲れているようだったので、そのまま眠らせておいた。  
**許可：** 社長は給料を前借りさせてくれた。  
**放置：** 風呂の水をあふれさせるな。  
**介護：** 子供にミルクを飲ませる時間です。  
**自責：** 子どもを事故で死なせてしまった。  
**原因：** フロンガスが地球を温暖化させている。

しかし、この本以外、許可や強制の他の使役用法は、本文の中に出てきても明確には説明されず、しかも、使役の定義、性質などが一切挙げられていない。中級以上の学習者には、別に指導が必要となる。そこで、使役についての研究を参考に、外国人の立場から最も簡潔でふさわしいと思われる定義と使い分けを提案したいと思う。

## 2. 0 使役とは何か

諸論考において、使役の定義は一様ではないが、ヴォイスという文法範疇に含む立場が少なくないので、まずはヴォイスの定義を提案しておきたい。

**ヴォイスとは：**

述語動詞の形態と主語名詞句・補語名詞の格との相関関係

文の要素の意味（文法的な意味）と文成分（構文的な機能）との相関、すなわち、動詞の表す動作の主体・対象・相手・関係者といった動詞参与者のうち、どれを主語にし、どれを補語にして述べるかという総合的な関係という二面から考えられることが多い。

このような名詞句同士の関係が述語動詞の形態によって支えられているという点で、ヴォイスはまずは動詞の形態論的なカテゴリーであるといえる。

ヴォイスという用語は、能動・受身の違いを扱う場合によく用いられ、日本語学では、使役もその中に含まれる場合が多い。しかし、印欧語の研究においては、おそらく受身文と使役文が形態論的にも構文的にも大きく異なっているため、使役がヴォイスの観点から論じられることはあまりない。

また、ヴォイスという用語は、日本語の文法における「使役」よりも適用範囲が広い。そのため、本研究では、より狭い意味を表す「使役」という用語を使うことにする。それでは、使役とはどういうものだろうか。

**使役構文**は原因事象と結果事象からなる複合的な事象を表す。その構文によって使役文の主語（いわゆる、使役者）が第三者（被使役者）に対してある事態が起こる（第三者が何らかの行為をする、あるいは何らかの状態になるという結果が引き起こされる）よう

に仕向ける／たことが示される。そこでは、原因となる事象が先に起こり、結果となる事象が後に起こるといった時間的前後関係と依存関係がみられる。

具体的な例をみてみると：

- a) 一郎が歩いた
- b) 次郎が一郎を歩かせた

a)「一郎が歩いた」という能動文に対してb)「次郎が一郎を歩かせた」という使役態では、「せる/させる」という接辞を動詞「歩く」に付加し、なおかつ、使役主「次郎」を主語に、結果事象の動作主「一郎」を目的語にする。

a)では、動作主が一人、動作も一つである一方で、b)の使役文では、次郎が何らかの手段によって、一郎に働きかけを行い、その行為によって引き起こされた結果として一郎が歩いた、という二つの動作と時点からなる複合的な事態が示されている。

広い意味では、「割る、殺す」といった他動詞も、主語の行為により目的語の変化が引き起こされるという点で、使役の意味を持つと考えられるが、日本語を対象にした先行研究では、使役とは、述語が、生産性の高い特定の接辞（せる、させる）を伴い、特定の構文によって表されるものに限られ、「割る、殺す」のような他動詞は、使役として認められてこなかった。

しかし、それら他動詞の場合も、動作主が自らの力で対象への働きかけをしている点では、直接で純粋な使役を代表するものであるとすることができ、一方、目的語（被使役主）の意志も尊重したうえで行為を実現させるような使役は、むしろ間接的であると見ることもできる。このような観点から、早津（2005）は「他動詞は最も原始的なヴォイスと位置付けることができる」と述べている。

## 2. 1 語彙的使役と迂言的使役

使役は大きく二種に分けることができる。

- a) お母さんは、子供を寝かした/寝かせた。（他動詞文）
- b) お母さんは子供を寝させた。（使役文）

これらの例文は、どちらもお母さんが子供に対し寝るように働きかけ、その結果、子供が寝たという意味を表す。a)の「寝かす」のように、他動詞の中には、それ自体で使役過程とその結果の両方をあらわすものがある。

a)はb)の使役形の場合と同様、お母さんが子供に対して働きかけた使役過程とその結果の両方を含んでいる。このように、使役過程とその結果の両方が含まれている他動詞（語彙）を、語彙的使役動詞と呼ぶ。

このような他動詞として、以下のようなものが挙げられる。

c) 止める、開ける、殺す、割る、切る

これに対し、ある出来事を表す自動詞や他動詞に使役を表す助動詞「させる」をつけた使役動詞は「迂言（直接ではなく、遠回しな言い方）的使役動詞」と呼ばれる。迂言的使役は文法的使役とも呼ばれる。

## 2. 2 意味による分類

次に、日本語の使役表現がどのような意味を表すか見ておこう。

1) 母は子供に水を飲ませた。

この使役文では、母親が子供にどのような係わり方をして水を飲ませたか、いくつか異なる場面が考えられる。まず、子供は水など飲みたくなかったのに、母親が強制的に飲ませた場合である。このような「強制」を表す使役の意味は、次のような文で、より明らかになる。

2) 子供に嫌な人参を食べさせる。

上司は新入社員に無理やりお酒を飲ませた。 強制使役

これを強制使役と呼んでおこう。

二つ目の場合として、子供は水を飲みたくなかったが、母親が子供に水を健康にいいと説得することによって、子供が水を飲む場合がある。このような「説得」を表す使役の意味は、次のような文ではっきりする。

3) 妻は、お酒は身体に悪いからと、夫に酒をやめさせた。 説得使役

母親は、オモチャを買ってあげるからと言って、子供をお使いに行かせた。

これらの文では、妻や母親が夫や子供に、そうすれば、身体によいとか、利益になるからと説得して水を飲むように仕向けたことがわかる。

例1のような使役が用いられる三つ目の場合として、母親が子供にあることをするように指示することで、「母親」と「子供」という親子関係から、子供が、自分の立場ではそれをするのを当然のこととしてその指示に従う場合が考えられる。このような「人間関係に基づく指示」を表す使役の意味は、次のような文でより明確になる。

4) 母親は、子供に夕食前には遊びから帰らせた。 人間関係に基づく指示

先生は、学生に学年末レポートを書かせた。

最後に、子供が水を飲みたかったのを、母親が「飲んでいいよ」と言って許容したり、何も言わずに放任したりして、子供が水を飲む場合が考えられる。

5) そんなにお酒を飲みたいのなら、一杯だけ飲ませてあげます。 許容・放任

以上2)～5)までの四つの場合に共通する点は、人が何かをする際に、その人が勝手にそうしたと述べるのではなく、その事象に対し、強制、説得、指示、許容、放任など、何らかの形で関わることでその事象を生じさせた人や物をその文の中で明示していることである。その人や物を使役主として主語に立て、動詞に(さす/させる)をつけることによって、いわゆる使役文が成立するのである。

そして、使役主が、事象や物などの無生物で、それが原因となって当該事象が生じると表現する使役文も存在する。このような使役を便宜上、「原因」使役と呼ぼう。

6) 医者不注意な一言が、患者をがっかりさせた。

梅雨がカビを生えさせた。

**原因使役**

いずれの例でも、無生物の使役主が原因となって当該事象が生じたことが述べられている。さらに、使役文には、形の上では「-させる」という使役形であるが、「他者にあることをさせる」という純粋な使役用法ではなく、主語や「話し手」にとって好ましくない事態が生じることに、その事態の発生を止められなかった責任を、主語が感じていることを表すものもある。次のような文がこの場合に当たり、これらを「責任」使役と呼ぶことにする。

7) 私は自分の不注意で子供に風を引かせてしまった。

私は山道で足をすべらせ、転んでしまった。

社長は不景気で、会社を倒産させてしまった。

**責任使役**

最後の例文は、会社が倒産するという、好ましくない事態が起きたのは自分のせいであり、その責任を感じているという意味を持っている。

このタイプの使役でも、単にある出来事や事象が起こったことだけを述べるのではなく、その出来事や事象を生じさせた(と感じる)人や物を使役主として主語に立てて構文が作られている。

「強制/説得/指示/許容・放任」使役と「原因/責任」使役の違いは、主語の**意図性**の有無にある。前者のタイプの使役では、主語(人間)が当該事象を生じさせる際に、強制、説得、指示、許容・放任のいずれの形で被使役主にかかわるにせよ、すべて意図的に関わっている。つまり、主語の使役主は当該事象を意図的に生じさせていると言える。一方、後者の使役では、主語の無生物や人間が、被使役主に意図的にはかかわっていない。主語である「使役主」は、当該事象を意図的には生じさせていないものの、使役主こそが当該事象が生じる原因であり、その事象が生じた責任を感じているのである。これを次のようにまとめることができる。

**使役主の当該事象への関与：**

1. 意図的：強制、説得、指示、許容、放任

2. 非意図的：原因、責任

## 2. 3 「を」使役と「に」使役

諸文献では、原則として、自動詞使役の被動作主が「を」で示され、他動詞使役の被使役主が「に」格で示されると述べられている。しかしながら、次の文章はいずれも適格である。

- 8) a) コーチは選手を走らせた。  
b) コーチは選手に走らせた。

このように、被使役主が、格助詞「を」によってでも「に」によってでも表されるのは、「選手が走った」のように、その出来事が（被使役事象と呼ぶ）が自動詞文で表される場合だけである。次の4のように他動詞文で表される事象の場合、被使役主は、必ず「に」によってマークされ、「を」でマークすることはできない。

- 9) a) 父は娘にピアノを弾かせた。  
b) \*父は娘をピアノを弾かせた。

上のような他動詞文では、目的語「ピアノ」が「を」でマークされるため、b.)のように被使役主をさらに「を」でマークすると、同一節内に「を」が二つ存在することになり、不適格な文となる。日本語学では、このような「を」の重複は、「二種「ヲ」格制約」と呼ばれて、他動詞文が被使役事象になると、被使役主はa.)のように「に」によってのみマークすることができる。

しかし、同じ被使役主が、「に」でマークされても、「を」でマークされても、適格という場合もある。このような場合、格助詞の違いは、意味の違いをもたらす。すなわち、「を」使役は、使役主が被使役主の意志を無視して強制したり、あるいは直接手を下して引き起こす事象を表す傾向が強い。一方「に」使役は、使役主が被使役主の意志を尊重し、被使役主が意図的に行う事象を表す傾向が強いことが指摘されている。したがって、これらの違いは被使役主の意志が配慮されるか、されないかという点にあるといえる。

次のような文では、「に」使役は不適格文となる。

- 10) a) 太郎はまた悪いことをして、花子を泣かせた。  
b) \*太郎はまた悪いことをして、花子に泣かせた。

人が泣くというのは意図的な行為ではないので、このような事象には、使役主が一方的に引き起こす事象として「を」使役を用いることができる一方、「に」使役を用いると不適格な文となる。

さらに、次のc)、d.)のように、被使役主が無生物である場合も、「を」使役だけが用いられる。

- c) 梅雨がカビを生えさせた。
- d) \*梅雨がカビに生えさせた。

カビなどの無生物は、自らの意志を持たないので自分で生えたりはしない。そのため、「に」使役は不適格となるのである。

## 2. 4 語彙的使役といわゆる使役の意味の違い

2. 0において、従来、日本語学で使役とされてきた構文の他に、日本語には、広い意味で使役と解釈できる他動詞が存在することに言及した。この二種類の使役にはどのような違いがあるのだろうか。まず、1 1) の文を見てみよう。

- 1 1) a) 救助隊員は、意識のない負傷者をベッドに寝かした/寝かせた。
- b) 救助隊員は、意識のない負傷者をベッドに寝させた。

a)の他動詞文はまったく自然であるが、b)のさせる使役文は、文法的ではあるが極めて不自然だとされる。例文では、負傷者は意識がないため、自らの意志や力でベッドに寝ることができない。この場合の、負傷者がベッドに横たわるという事態は、救助隊員が負傷者を抱きかかえてベッドに移すというように、救助隊員が一方的に、自らの力で引き起こしたものである。負傷者は全く行為をしておらず、行為を受けるだけの対象にすぎない。そのため、この場合、他動詞「寝かす/寝かせる」が用いられ、させる使役は用いられないのである。

しかし、次の1 2) を見てみると、今度は、他動詞形も使役形も自然で、適格となる。

- 1 2) a) 保健の先生は、頭が痛いと言って保健室にやってきた生徒をベッドにねかした/ねかせた。(他動詞文)
- b) 保健の先生は、頭が痛いと言って保健室にやってきた生徒をベッドに寝させた。

1 2 a)の他動詞が用いられた例文では、生徒はある程度は自分で動けるものの、補助が必要な状態で、主体的に動いたのは生徒ではあるが、ベッドに横たわるのを先生が補助して横たわらせたという意味になる。つまり、先生が生徒に対する何らかの身体接触があったことを意味する。これに対して、b)では、先生は生徒がベッドに寝ることを許可したか、命令しただけで、身体接触による、物理的な働きかけはなく、生徒は、自らの意志および力でベッドに横たわって寝たと解釈される。したがって、使役形は動作主が被使役主に口頭の指示だけで、被使役主が、自らの意志や力で当該の事象を引き起こす場合に用いられることが分かる。

このことは次のようにまとめることができる。



1. 他動詞（語彙的使役）→主語で示されるものが自らの意志や力で一方的に引き起こす事態を表す

2. いわゆる使役（迂言的使役）→ 使役主は被使役主に指示などだけして、被使役主が自らの意志や力で引き起こす事態を表す

すなわち、語彙的使役と迂言的使役の違いは、主語指示物や目的語指示物の意志性によるのである。

### 3. 0 セルビア語における使役構文

この章では、前章までで日本語における使役を説明する際に用いた枠組みを踏まえ、セルビア語における使役構文を概説する。セルビア語における使役の構文や性質を分析し、日本語の使役と対照することで、最終的に学習者に混乱をもたらす要因を明らかにしたい。

#### 3. 1 セルビア語の性質

印欧語（インド・ヨーロッパ語）では、曲用（declension）により格が示される。格は、名詞・代名詞などが、文中で他の語に対して持つ関係を表す文法的なカテゴリーである。セルビア語は印欧語族のスラブ語派に属し、セルビア語の場合も語形、いわゆる曲用（declension）によって格が示される。格により形が変わらない場合もある。

**主格（nominative、略号 nom.）** - 主に主語に与えられる格。日本語の「が」格に対応する。

**対格（accusative、略号 acc.）** - 他動詞の直接目的語に与えられる。日本語の「を」格に対応する。

**与格（dative、略号 dat.）** - 動詞の間接目的に与えられる。日本語の「に」格に対応する。

セルビア語では、名詞句は、性（男性、女性、中性）、数（単数、複数）、格、人称の四つの文法範疇を持つ。形態論的に、お互いの一致が重要なので、使役文を作る際も、その点に注意しなければならない。本章ではこれらの範疇を以下のように略号で示す。

単数形 - sg. 複数形 - pl.

男性 - m. 女性 - f 中性 - n.

一人称 - 1 二人称 - 2 三人称 - 3

#### 3. 2 セルビア語における使役

日本語は「せる/させる」という接辞を動詞に付加することで明示的に使役構文を成り立たせるのに対して、セルビア語には使役性の意味を与える明示的な機能的形態は存在せず、その動詞の意味として使役性を持つ動詞が多い。つまり、セルビア語において、

使役は必ずしも文法化されておらず、動詞が持つ使役的な意味によって示される。また、日本語の使役主と使役主を示す「は」、「に/を」などの助詞に相当するものは、セルビア語では名詞の語形になる。つまり、セルビア語における使役は：1. 格で表される名詞句同士の相関関係 と 2. 動詞の（使役的な意味）によって表される。

これまで、本論文で用いてきた「使役主」と「被使役主」という用語は、セルビア語では「引き起こし手」と「受け手」といった呼び方が一般であるが、いずれの場合も意味役割が変わらないので、本章においても、そのまま「使役主」と「被使役主」という用語を使うこととする。

セルビア語の使役に用いられる動詞については、その意味によって分類することができる。セルビア語において、動詞が使役構造の中心で、使役の意味合いを決めるので、最初に意味による分類を図示しておく。

表 1

\*すべての動詞は不定形である。英訳、和訳も添加されている。

強制	naterati, prisiliti, primorati ..(to force, to make, to push onto etc.)	強制する、強いる、押し付ける	指示	zabraniti, narediti..(to forbid, to order etc.)	禁止する、命令する
刺激 (説得)*	bodriti, hrabriti, predložiti, savetovati (to support, to encourage, to suggest, to advise etc.)	応援する 勇気づける 相談する	指導	nagovoriti, pobuniti, izazvati..(to convince, to someone rebel, to cause etc.)	説得する、反乱させる、引き起こす
許容	Omogućiti, dopustiti..(to enable, to allow etc.)	可能にする、許可を与える	誘発	Razveseliti, rastužiti, rasplakati... (to cheer up, to sadden, to bring someone to tears etc.)	喜ばせる、悲しませる、泣かせる

セルビア語で使役に用いられる動詞は全て他動詞で、日本語の他動詞より、ほとんどの動詞は使役性が強い。勿論、例に挙げた動詞は典型的なものだけで、セルビア語にはほかにも多くの使役動詞が存在する。

表1の「強制動詞」は、対象となる人に、主語（使役主）が直接体力などで影響を伝えることから、使役性が一番高い動詞の種類だと言える。そのため、bojiti, čitati (塗る、読む)といった動詞が使役形の代表的なものだとされることも多い。しかし、このタイプの動詞は対象への働きかけが、同時に対象の変化の結果となる、つまり、一つの時点で一つの動作が終わると言え、また、簡単な他動詞なので、本研究では考察の対象とはしない。

セルビア語では、動詞の意味の他に、次のような特徴が使役文を構成する要素として挙げられる。

1. 日本語使役文と同様、セルビア語における使役文も、主語（使役主）による原因事象と目的語（被使役主）による結果事象の二つからなる複合的な事象である。
2. セルビア語では、他動詞による他に、従属節文、語彙的な形式によっても使役を意味することができる。同じ使役と理解される出来事であっても、いろいろな形式で表現され得る。
3. セルビア語の最も典型的な使役文の構造はつぎのようになる。

1 3) **Majka · je naterala · dete · da pije · vodu.**

「お母さんは子供に無理やり水を飲ませた」

**名詞句（使役主）+ 使役動詞 + 名詞句（被使役主）+ da/na 接続詞 + 動詞**

2. 2において、日本語では「お母さんは子供に水を飲ませた。」という使役文が四つの異なる意味で用いられることを指摘したが、それは、文脈や、文中のほかの要素によって特定できるのであって、「せる/させる」という接辞によっては、純粋な使役性が示されるのみで、四つの意味の内どの意味で用いられているのかは、必ずしも明確ではない。しかし、セルビア語の使役は、使役性を持つ、具体的な行為を意味する動詞で表されるため、一つの文で一つ以上の意味にはなり得ない。セルビア語において、これら四つの意味は、表1の通り、それぞれの意味に相当する動詞を使い分けることによって示されるのである。

これら4つの例は、セルビア語では、それぞれ次のように表される。

「お母さんは子供に水を飲ませた。」

強制：1. **Majka je natera-la dete da pije vod-u.**

(Mother forced the kid to drink the water)

説得：2. **Majka je ubedi-la dete da pije vod-u.**

(Mother convinced the kid to drink the water)

指示：3. **Majka je naredi-la detet-u da pije vod-u.**

(Mother ordered the kid to drink the water)

許容：4. **Majka je dozvoli-la detet-u da pije vod-u.**

(Mother allowed the kid to drink the water)

主語（使役主）のお母さん（majka）は常に主格であるが、目的語（被使役主）は、動詞によって対格か与格いずれかの形をとる。

1. これらの使役構文において、動詞は、接続詞「da/na」を要求する。Majka je naterala dete da pije vodu.で、「je naterala (forced) は日本語の接辞せる/させる

の意味役割に対応し、使役主の動作を表す。一方で、「(da) pije ((to)drink)」は、使役主からの影響を受けて被動作主が行う動作である。ここで使役構造は2つの動作からなる複合的な事象を表していることがわかる。

je **natera-la** という完了形（三人称女性、単数）は使役主に一致し、**det-e** はその目的語で対格、**vod-u** は **da pije** の目的語で対格となる。

Majka · **je natera-la** · dete · **da pije** · vod-u.

3fsg, nom · perf, 3fsg · 3sg, acc · conj · pres 3rd · 3fsg, acc

2. 1と同様、主動詞 **je ubedi-la** は対格の目的語を取る。

Majka · **je ubedi-la** · det-e · da · pije · vodu.

3fsg, nom · perf, 3fsg · 3sg, acc · conj · pres 3 · 3fsg, acc

3. この場合、主動詞 **je naredi-la** は与格目的語を取る。

Majka · **je naredi-la** · dete-tu · da pije · vodu.

3fsg, nom · perf, 3fsg · 3sg, dat · conj · pres 3 · 3fsg, acc

4. 3と同様、主動詞 **je dozvoli-la** は与格目的語を取る。

Majka · **je dozvoli-la** · dete-tu · da pije · vodu.

3fsg, nom · perf, 3fsg · 3sg, dat · conj · pres 3 · 3fsg, acc

セルビア語には使役を表現する構造が様々あり、また、本章で提案した使役構文の文法的解釈が、必ずしも唯一のものとも言えない。ここでは、セルビア語に見られる最も典型的な使役構文を示した。

以上のことから次のように言える。

日本語、セルビア語いずれの言語においても、使役が、二つの事象（動作）から成り、複合的な事象を表すことは共通している。また、1. 0で示した、日本語の使役形が表しうる全ての使役の意味は、構造、意味のとらえ方が異なる可能性はあるものの、セルビア語にも存在する。セルビア語の使役について考察する際には、他動詞の意味、格によって示される名詞句の格関係に注意する必要がある。

#### 4. 0 結論

日本語における使役は、論考によって定義などが異なるために、使役について十分な説明を提供しない教科書が多い。そのため、中上級で使役を身に着きたい学習者は、先生の指導や諸研究を参考にすることが必要になる。そのような中で、本研究も、セルビア語のような母語を持つ学習者が使役を学ぶ際の一助となることを切に望む。

## 参考文献

1. 「現代日本語の使役文」、早津恵美子、ひつじ書房、2016.
2. 「明解言語学辞典」、斎藤純男、田口善久、西村義樹、三省堂、2015.
3. 「使役動詞のアナトミー」、丸田忠雄、松柏社、1998.
4. 「日本語文法ハンドブック」、庵功雄、高梨信乃、中西久実子、山田敏弘、スリーエーネットワーク、2000.
5. 「日本語文型辞典」、グループ ジャマシィ、くろしお出版、1998.
6. 「A dictionary of basic Japanese grammar」, Seiichi Makino and Michio Tsutsui,  
The Japan Times, 2000.
7. 「The causative continuum」, Masayoshi Shibatani and Prashant Pardeshi
8. 「Kauzativno-manipulativni glagoli: derivaciono motivisane semanticke I argumentne varijacije」, Milivoj Alanovic, Rajna Dragicevic, 2012.
9. 「Kauzativnost-manipulativnost: od koncepta ka formi」, Milivoj Alanovic,  
University of Novi Sad, 2011.